麻酔科医の機構内他病院研修取扱要綱

(目的)

第1条 麻酔科医の機構内他病院研修(以下「研修」という。)は、大阪府立病院機構(以下「機構」という。)の自らが所属するセンター(以下「所属病院」という。)以外の機構のセンターにおいて、様々な麻酔症例に関する研修を通じて、麻酔科医としてのキャリアアップに資することを目的とする。

(申込対象者)

- 第2条 この研修の対象者は、次の各号のいずれかに掲げる者(非常勤職員を含む。)で、かつ、原則として研修終了後1年以上の期間、機構で麻酔科医として勤務する意思を有するものとする。
 - (1) 麻酔科医である者(今後も麻酔科医を継続する意思を有する者に限る。)
 - (2) 麻酔科専従1年以上の経験を有する者
 - (3) 麻酔科専門医資格取得を目指す者

(研修の申し込み)

- 第3条 前条に規定する要件に該当する者が、研修の申し込みを行う場合は、所属病院の麻酔科 部長に口頭で申し出るものとする。
- 2 所属病院の麻酔科部長は、前項の申し出を受けた場合は、速やかに研修の可否を決定し、研修が認められるときは、申込者が研修を希望する機構のセンター(以下「研修希望先」という。) の麻酔科部長と研修実施について協議するものとする。
- 3 所属病院の麻酔科部長は、前項の協議が整った場合は、速やかにその旨、申込者及び所属病院の事務局の人事担当へ口頭で伝えるとともに、本要綱に定める「麻酔科医の機構内他病院研修申込書兼決定通知書(様式1)」(以下「申込書兼決定通知書」という。)の提出を申込者へ指示するものとする。
- 4 申込者は、前項に規定する提出の指示を受けた場合は、速やかに申込書兼決定通知書の申込者記入欄に所定の事項を記入の上、所属病院の麻酔科部長に提出しなければならない。

(研修の決定)

- 第4条 所属病院の麻酔科部長は、申込書兼決定通知書の決定内容欄に所定の事項を記入の上、申込者に申込書兼決定通知書を交付するとともに、その写しを所属病院の事務局の人事担当並びに研修希望先の麻酔科部長及び事務局の人事担当に送付する。
- 2 前条及び前項に規定する手続きは、別添の「麻酔科医の機構内他病院研修に係る手続きフロー」に記載のとおりとする。

(研修期間)

第5条 研修は、1年間のうち3箇月以内の期間をとする。ただし、申込者が研修期間の延長を 希望した場合で、所属病院及び研修希望先の麻酔科部長がこれに合意したときは、当初の研修 期間を含めて3箇月を超えない期間でこれを延長することができる。申込者が研修期間の短縮 を希望した場合も同様とする。

- 2 研修に係る勤務形態は、次の各号のいずれかによるものとする。
 - (1) 月曜日から金曜日までの全ての曜日を研修希望先で勤務
 - (2) 月曜日から金曜日までのうち、曜日を決めて所属病院又は研修希望先で勤務

(服務)

- 第6条 研修を受ける者(以下「研修生」という。)の研修期間における服務の取り扱いは、出張とする。
- 2 研修生は、研修期間中は、研修希望先の服務監督に従わなければならない。
- 3 所属病院又は研修希望先の麻酔科部長は、研修期間中、臨時又は緊急の必要がある場合等に おいて、研修生に超過勤務又は当直勤務を命じなければ業務運営に著しい支障があるときは、 これを命じることができるものとする。

(給与)

- 第7条 研修生の基本給及び手当(勤務実績に基づき支給する手当を除く。)は、所属病院が支給するものとする。
- 2 研修生の手当(勤務実績に基づき支給する手当に限る。)は、研修希望先が支給するものとする。

(人事評価)

第8条 研修生の人事評価は、所属病院及び研修希望先が協議した上で実施するものとする。 (研修生に起因する医療事故の取り扱い)

第9条 研修生に起因して、研修中に医療事故が発生した場合の責任は、研修希望先に帰属する。 (雑則)

第10条 この要綱に定めのない事項その他研修に関して疑義が生じたときは、所属病院及び研修 希望先の双方で協議の上、解決を図るものとする。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。